最終更新日:2016年6月30日
大丸エナウィン株式会社
代表取締役社長 古野　晃
問合せ先:06-6685-5106
証券コード:9818
http://www.gas-daimaru.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値の向上を図るためには、迅速な経営判断と経営の一層の効率化が重要な経営課題であると認識しております。また、公正で透明性のある経営を実現するため、経営のチェック機能を充実させるとともに株主、投資家に対し、適時適切な情報開示を積極的に努めてまいります。そして法令遵守に関しましては、遵法体制の整備とともに社内研修を順次実施し遵法精神の浸透を図る考えであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】議決権電子行使環境の整備、招集通知の英訳
【補充原則3-1-2】英語での情報開示
当社は、機関投資家の比率が低いため、費用対効果を勘案し、議決権の電子行使は行なっておりません。また、海外投資家の比率が低いため、招集通知の英訳は行なっておりません。今後、株主の分布状況の推移により、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳を検討してまいります。

【補充原則1-2-5】実質株主の議決権行使への対応
当社は、基準日時点の株主名簿に記載された議決権を有する株主を、権利行使可能な株主としており、したがって信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等については、議決権行使を認めておりません。
過去において、信託銀行の名義で株式を保有する機関投資家等から株主総会への出席依頼はありませんでしたが、今後、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関してガイドラインの整備・検討に努めてまいります。

【補充原則3-2-1】外部会計監査人の評価基準の策定、独立性・専門性の確保
(i)評価に関する明確な基準は定めておりませんが、次のいずれかに該当する場合に解任する方針であります。
・会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、監査等委員全員が解任に同意した場合
・会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと監査等委員会が判断し、解任議案が株主総会に提出され、可決された場合
今後、監査等委員会にて外部会計監査人候補の選定および評価基準を審議し設ける方針です。

(ii)監査等委員会による会計監査の立会や会合を通じて随時確認を行なっておりますが、当社の外部会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、独立性、専門性ともに適していると判断しております。

【原則4-2】取締役会の役割・責務
【補充原則4-2-1】中長期的な業績と連動する報酬制度
経営陣の報酬は、各取締役の職責や業績への貢献度等に基づいて決定しておりますが、当社の業績安定性を勘案した結果、中長期業績連動報酬や自社株報酬といった報酬制度については、現在のところ導入する予定はございません。

【補充原則4-10-1】独立社外取締役の適切な関与・助言
当社は取締役の指名や報酬について、独立社外取締役を含む取締役会で十分な議論を行なった上で決議しており、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ているため、任意の諮問委員会等は設置しておりません。今後、経営環境の変化等を踏まえ、必要に応じて任意の機関の要否を検討してまいります。

【補充原則4-11-3】取締役会の実効性の分析・評価
取締役会の実効性評価については、取締役会全体の機能向上を図るという観点から、分析・評価の方法も含め、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式
当社は、取引関係の維持・強化により当社の企業価値の向上に資すると判断する場合に、政策保有株式として取引先の株式を保有しております。取引関係の強化によって得られる当社の利益と投資額等を総合的に勘案し、取締役会等にてその投資可否を判断するとともに、保有の経済合理性等について検討を行なっております。
政策保有株式に係る議決権の行使については、当社の企業価値の向上に資するものであるかなどを総合的に判断して行なっております。

【原則1-7】関連当事者間の取引
当社は、取締役会規定に基づき、取締役が競業取引および会社との取引を行なう場合は、事前に取締役会に付議し、会社や株主共同の利益を害することのないことを確認の上、承認を受けております。また、当該取引に関する重要な事実について、取締役会にて報告することとしております。監査等委員会は、監査等委員会監査規定に則り、取締役の競業取引または利益相反取引について監査を行なっております。
さらに、役員に対して、関連当事者間取引の有無を確認する調査を毎期実施しております。

【原則3-1】情報開示の充実
(i)当社は、家庭用や業務用の燃料となるLPガス、生活に欠かせない飲料水となるミネラルウォーター、病院や工場で使用する各種ガス、在宅での療養をサポートする在宅医療機器等を扱う、暮らしと産業を支える事業を行なっております。このため、当社では「保安の確保」と「安定供給」を重要なテーマとして事業に取り組んでおります。
また、当社は、環境の変化に対応できる強固な経営基盤を構築するため、LPガス事業に加え、アクア事業、医療・産業ガス事業といった事業展開を行なっております。各事業が自立できる採算性の確立を目指して、企業価値向上に努めたいと考えております。各事業の重要な戦略につきましては、当社ホームページ上で掲示する有価証券報告書の「第一部【企業情報】 第2【事業の状況】 3【対処すべき課題】」に開示しております。

(ii)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方について、当報告書「I　1．基本的な考え方」に記載しております。なお、当社は、平成28年6月29日開催の第66回定時株主総会をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

(iii)取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬に関しては、役位等個々の職責、業務執行状況、従業員の給与水準等、当社の定める基準に従い、株主総会にて承認された限度内で、取締役会にて決定しております。また、執行役員等経営陣幹部の報酬につきましても、業務執行状況など審査を行ない、取締役会にて決定しております。

(iv)取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は、知識、経験、能力、取締役全体のバランス等を十分審議して取締役会にて決定しております。また、監査等委員である取締役の候補者につきましては、専門分野での豊富な経験と知見を有すること等を求め、監査等委員会の同意を得た上で取締役会にて決定しております。

(v)社内取締役候補者の個々の略歴・地位・担当および重要な兼職の状況ならびに社外取締役候補者の選任理由について、株主総会招集通知の参考書類に開示しております。

【補充原則4-1-1】取締役会の経営陣に対する委任の範囲
　取締役会は、毎月1回開催し代表取締役および業務執行取締役の業務執行状況を監督するとともに、法令および当社規定で定められた事項について意思決定を行なっております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、常勤の監査等委員および執行役員で構成する経営審議会を毎月1回開催し、取締役会で決議した方針に基づき、規定・付議基準の範囲内で業務全般における重要事項を審議しております。業務執行は業務執行取締役と執行役員が行なっており、経営審議会にて報告することで迅速な意思決定と組織運営の効率化を図っております。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用
　当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、社外取締役を2名選任しており、独立役員として東京証券取引所へ届け出ております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
　独立社外取締役は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき独立性を有するものと判断され、また、法務面・財務面のすぐれた見識による取締役会での発言・助言を企業経営に役立てることが期待できる者を候補者として選定しております。

【補充原則4-11-1】取締役会全体のバランス、多様性および規模に関する考え方
　当社の取締役会は、各管理部門、各事業分野それぞれに知識、能力を備えた社内取締役と共に、監査等委員である社外取締役として独立性のある弁護士、会計士も出席し、多様性を確保するとともに、活発な議論が出来るような構成となっております。
　また、社内取締役の選任に関しては、当社の主要事業であるLPガスだけでなく、アクア事業、医療・産業ガス事業に関する各種知識に精通していることを前提とし、その他経験、実績等を総合的に判断し決定しております。
　なお、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は12名以内と定款に定めておりますが、経営の効率化・迅速化を重視する方針に基づき現在7名で構成されており、現状においては適切な規模・バランスであると考えております。

【補充原則4-11-2】取締役の他社役員の兼任状況
　取締役の他社役員の兼任状況に関しては、毎年有価証券報告書および株主総会招集通知に開示しております。
当社では、取締役が当社の業務に専念するために、他社役員の兼任については慎重に判断を行ない、多重の兼任とならないよう努めております。

【補充原則4-14-2】取締役に対するトレーニングの方針
　業務執行取締役は外部の研修等を活用し役員として必要な情報・知見を習得することとしており、当社はその費用を負担することでこれを支援しております。また監査等委員においても、日本監査役協会に所属し、同協会の開催する研修等に参加しております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針
　当社では、取締役会で決定したIR責任者(管理担当取締役)および事務担当者(総務部)を置き、対話の申し入れがあった場合には両者で検討し、適切な対応を行なう体制をとっております。
また、会社説明会、決算説明会をそれぞれ年2回開催し、代表取締役自らが説明および質疑応答を行ない、対話の機会を確保しております(IRに関しては当報告書「Ⅲ　2．IRに関する活動状況」を参照ください)。
　なお、対話を行なうにあたっては、各種法令や自社の情報管理規定の遵守、適時適切な情報開示を徹底し、株主間に情報格差が生まれないよう努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大丸エナウィン共栄会	752,700	9.35
ENEOSグローブ株式会社	498,600	6.20
大丸エナウィン社員持株会	397,154	4.94
株式会社パロマ	295,460	3.67
株式会社近畿大阪銀行	277,800	3.45
伊藤　吉朝	240,361	2.99
青木　尚史	239,960	2.98
堀川産業株式会社	225,200	2.80
株式会社三井住友銀行	179,900	2.24
青木　さかえ	179,500	2.23

支配株主(親会社を除く)の有無	――

親会社の有無	なし

補足説明

1. 大株主の状況については、上記のほか当社所有の自己株式361,225株(4.49%)があります。
2. 大丸エナウィン共栄会は当社と取引関係にある企業を会員とした取引先持株会であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	16 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松井　大輔	公認会計士					△						
桑森　ひとみ	弁護士	●										

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松井　大輔	○	○	松井大輔氏は、平成12年7月から平成20年10月まで、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに所属されていましたが、現在は独立開業されております。なお、有限責任監査法人トーマツに対する当社からの支払は年2千1百万円の監査報酬のみであり、独立性に影響を与えるおそれはありません。	公認会計士として会計監査やM＆Aにおける財務調査、J-SOXコンサルティングなど経験が豊富であり、こうした財務・会計に関する専門的な知見から、客観的かつ公正な監査および取締役会に対する有益な意見をいただけるものと期待できることから社外取締役に選任しております。 同氏は独立開業の公認会計士であり独立性が高く、また、平成21年6月より当社の社外監査役として客観的かつ公正な経営監視をされている実績があり、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断したため独立役員に指定しております。
桑森　ひとみ	○	○	桑森ひとみ氏の娘婿は当社の使用人であります。	弁護士としての豊富な実務経験に基づき、企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知見を有しておられることから、主として法的な観点から客観的かつ公正な監査および取締役会に対する有益な意見をいただけることができる

				ため社外取締役に選任しております。 同氏は弁護士法人の代表者であり独立性が高く、当社との利害関係もないため独立役員に指定しております。なお、同氏の娘婿は当社の使用人でありますが、当該使用人の役職等の重要性から判断し一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査室または総務・財務部門の従業員に監査等委員会の職務を補助させるとともに、かかる職務については、監査等委員会の指揮命令に従うこととし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、監査契約更改時に会計監査人より「監査計画概要書」を受領し、期末の監査終了時には会合を持ち、監査結果等の説明を受けております。また、常勤の監査等委員は、会計監査人による会計監査に可能な限り立会い、監査体制や監査実施状況を聴取しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

当社において独立役員の資格を満たしているのは社外取締役の2名でありますが、その2名とも独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

各事業年度の業績を反映した役員賞与の支給により対応しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

直前事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）における取締役7名の報酬等の額は157,799千円（基本報酬 109,386千円、賞与 28,500千円、退職慰労金 19,913千円）であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役に対しては、主として総務部門が重要会議等の行事予定や取締役会審議事項の情報伝達、資料配布を行なっております。また、取締役会審議事項について必要ある場合は、常勤の監査等委員を通じて事前説明を行なっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は監査等委員会設置会社であります。取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名と監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成しております。取締役会は、毎月1回開催し代表取締役および業務執行取締役の業務の執行状況を監督し公正で透明性のある経営をめざしております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名と常勤の監査等委員および執行役員4名で構成する経営審議会を毎月1回開催し、取締役会で決議した方針に基づき業務全般における重要事項を審議するとともに、業務執行取締役および執行役員より業務執行に係る報告を受け、迅速な意思決定と経営全般の監督を行なっております。
内部監査につきましては、各部門から独立した監査室により定例的に各営業店および本社各部署ならびに子会社の業務監査を実施しております。また、必要に応じて監査室を中心としたプロジェクトメンバー数名による監査を実施しております。
監査等委員会監査につきましては、取締役の業務執行全般に加え、法令遵守、内部統制システムの整備、適確な情報開示等に関しての監査を実施しております。監査等委員会では、監査の結果の検討を行ない、取締役会へ意見陳述しております。また、会計監査人や監査室との連携による効率的な監査の実施にも努めております。
社外取締役は、独立開業の公認会計士と弁護士法人の代表者であり独立性が高く、外部からの客観的・中立的な視点で経営監視を行なっております。また、社外取締役の法務面・財務面のすぐれた見識による取締役会での発言・助言を企業経営に役立てる体制としております。取締役会では、独立性の高い社外取締役の出席およびその発言により一定の緊張感をもって活発な審議が行なわれ、経営監視の面で十分に機能していると考えております。
会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツを選任しております。当社は会計監査を受けるほか、会計処理に関する諸問題を随時協議・確認することにより会計の適正処理に努めております。
監査業務を執行した公認会計士は次の2名であります。
　指定有限責任社員　業務執行社員　山田美樹（当社に対する継続監査年数5年）
　指定有限責任社員　業務執行社員　千崎育利（当社に対する継続監査年数3年）
監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士3名、その他13名であります。
（注）その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、平成28年6月29日開催の第66回定時株主総会をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これは、監査等委員会の設置により取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図り、経営の公正性と透明性を高めることを目的としたものであります。
当社グループの主な事業は、LPガスを中心としたエネルギー事業であり、経営判断には産業保安規制に関する各種法令等の高度な専門的知識や長年の経験が必要と考えております。よって当社は、当社グループの事業に精通した社内出身の取締役が迅速な経営判断および経営の効率化を進めることで、企業価値の向上を図っております。
取締役の業務執行状況の監督に際しては、独立性の高い社外取締役2名（独立開業の公認会計士と弁護士法人の代表者）を選任し、外部からの客観的・中立的な経営監視を行なっております。取締役会では、監査等委員全員が毎回出席し、業務執行からは独立した立場で意見陳述を行なうことにより一定の緊張感をもって活発な審議が行なわれております。また、当社グループは上場会社の中では小規模なため、内部監査部門や会計監査人との連携と共に、監査等委員自らによる事業拠点での監査も有効かつ重要と考えております。年間の監査等委員の活動を通じて得られた監査結果を監査等委員会で検討し、取締役会へ意見陳述することで、経営監視の面で十分に機能しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前に発送しております。
その他	株主総会招集通知は、発送日の数日前に東証および当社ホームページにて公表しております。 また株主総会では、招集通知以外に取扱商品の資料の配布やパソコンを利用したスライドによる説明を実施し、ビジュアル化に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け会社説明会を年3回実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリストを含む証券会社の調査部門向けに、大阪にて決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.gas-daimaru.co.jp/ 決算短信、有価証券報告書、株主通信、会社ニュース、個人投資家向け会社説明会の内容（IR支援会社のサイトリンク）などを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部に事務担当者を1名置いております。なお、投資家向け説明会は総務部と財務部が協力して実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス規定」を制定し、消費者、取引先、社員、役員、株主、投資家に対する行動規範を定めております。また、同規定に基づく「コンプライアンス宣言」を当社ホームページに掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、取締役会において次のとおり決議しております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a 取締役および従業員は、「コンプライアンス規定」および同規定に基づく「コンプライアンス宣言」を行動規範とし、業務分掌および職務権限規定等各種規定に基づいて職務を執行する。

b 内部監査機関として社長直属の監査室を設置し、業務活動が適切かつ効率的に行なわれているか定期あるいは臨時に監査する体制をとる。

c 従業員および外部者が不利益を受けることなく通報できる「通報・相談窓口」を設置・運営し、内部統制の補完および強化を図る。

d 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制の整備・運用状況の評価を行なうとともに、必要に応じて改善・是正措置を講ずる。

e 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱規定」その他関連規定に基づき、重要な会議の議事録や決裁書類を適切に保存・管理する。また、情報取扱責任者を任命し、会社情報の適時、適切な開示を行なう体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規定」を定め、業務執行に係るリスクの把握と分析を行ない、適切な対応を行なうための全社的な管理体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役の職務が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回開催するほか、社長を議長とする経営審議会を定期的に開催する。

取締役会により中期経営計画および単年度の経営計画を策定し、計画達成のため取締役および従業員の職務の執行が効率的に行なわれるよう、職務権限と担当業務を明確にし、取締役および各職位の権限と責任を明確にする。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a 子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規定等に基づき、当社へ事前協議等が行なわれる体制を構築する。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行なわれる体制を構築する。

b 子会社に関してもコンプライアンスの確保、会計基準の同一性の確保等グループ一体となった内部統制の維持・向上を図る。また、監査室による監査を必要に応じて実施する。

c 行動規範、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図る。

d 子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、グループ全体の協力の推進を図り、グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため、「関係会社管理規定」を制定する。

e 子会社が当社と同様のコンプライアンス体制を構築するために、「内部通報規定」により、その通報窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性とグループ内取引の公正性を確保する。

f 子会社の取締役および使用人は、子会社においてコンプライアンス上の問題等について、内部通報制度により監査室に報告する。監査室は、直ちに監査等委員会に報告を行なうとともに、意見を述べることができる。監査等委員会は、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会より職務補助の要請があるときには、要請内容を尊重し、監査室または総務・財務部門の従業員に監査等委員会の職務を補助させるとともに、かかる職務については、監査等委員会の指揮命令に従うこととし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

7. 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

a 監査等委員会は、重要な意思決定の過程および取締役の職務執行の状況を把握するため、取締役会、経営審議会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

b 定期的に監査等委員会と社長との意見交換の場を設けるほか、監査等委員会が必要と認めた場合は他の取締役および従業員からその職務等に関する報告を受けることができる。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

a 監査等委員会は、内部監査部門である監査室と緊密な連携を保ち、内部監査の実施状況について適宜報告を受ける。

b 監査等委員会は、監査に当たり重要な帳票・書類等の提出や状況説明を求める等の権限を有する。

c 当社の取締役および使用人は、監査等委員会からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合、およびコンプライアンス違反事項を認識した場合、速やかに監査等委員会へ報告を行なう。また、使用人の監査等委員会への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行なわない。

d 監査等委員会は、必要に応じ、会計監査人・弁護士等に相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、警察等外部機関とも連携し、毅然とした態度で臨むことを基本方針とし、当社ホームページ掲載の「コンプライアンス宣言」にて公開しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、会社情報の公正かつ適時・適正な開示を行なうため、会社情報の内容により次のような体制をとっております。

1. 決定事実に関する情報
   重要事項の決定は、毎月１回開催する取締役会および経営審議会にて行ないます。情報取扱責任者は、決定された重要事実について情報開示担当部署および当該案件の担当部署と協議・検討のうえ、株式会社東京証券取引所の適時開示規則（以下、適時開示規則という。）に従い、開示が必要な場合には速やかに情報開示するよう努めております。
2. 発生事実に関する情報
   重要事実が発生した場合は、当該事実を認識した部署から速やかに情報取扱責任者へ情報が集約され、社長へ報告する体制となっております。情報取扱責任者は、その発生事実について情報開示担当部署および関係各部署と協議・検討のうえ、適時開示規則に従い、開示が必要な場合には迅速に情報開示するよう努めております。
3. 決算に関する情報は、財務部において決算報告書類を作成し、並行して会計監査人の監査を受けます。最終的に取締役会において決算報告書類が承認され、同日に決算情報を開示しております。

【 コーポレートガバナンス体制 】

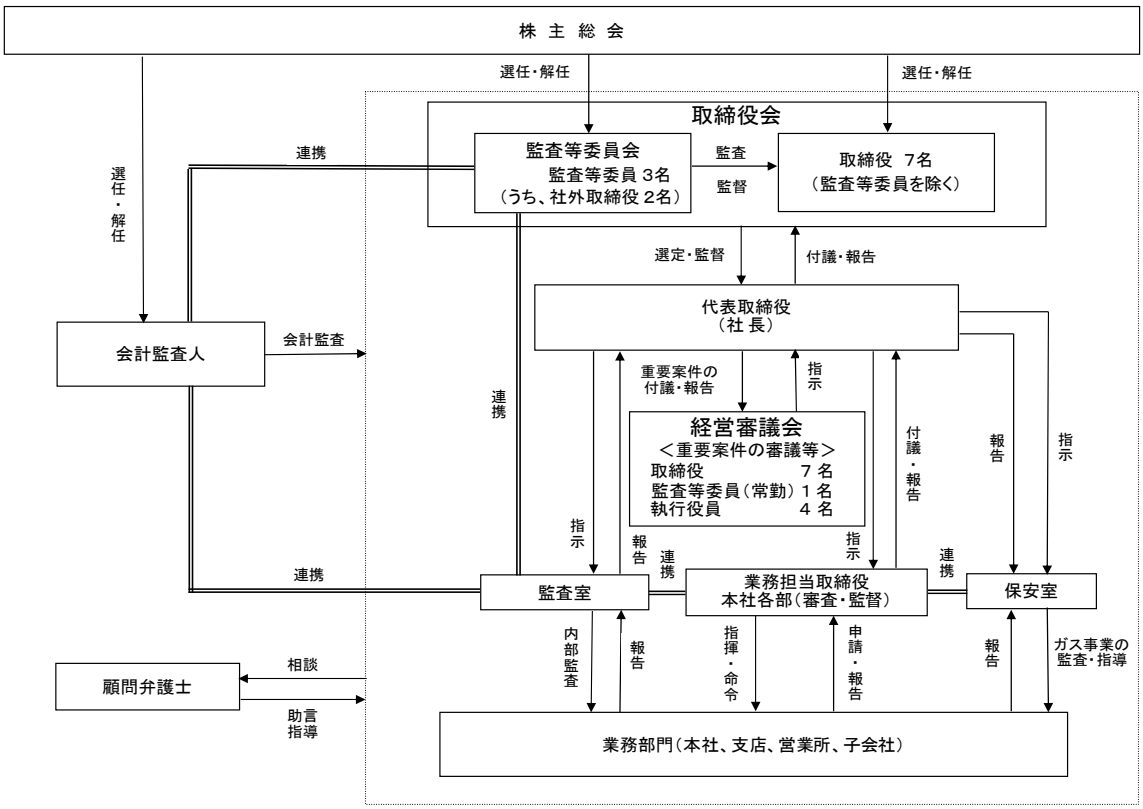

【 適時開示体制の概要 】

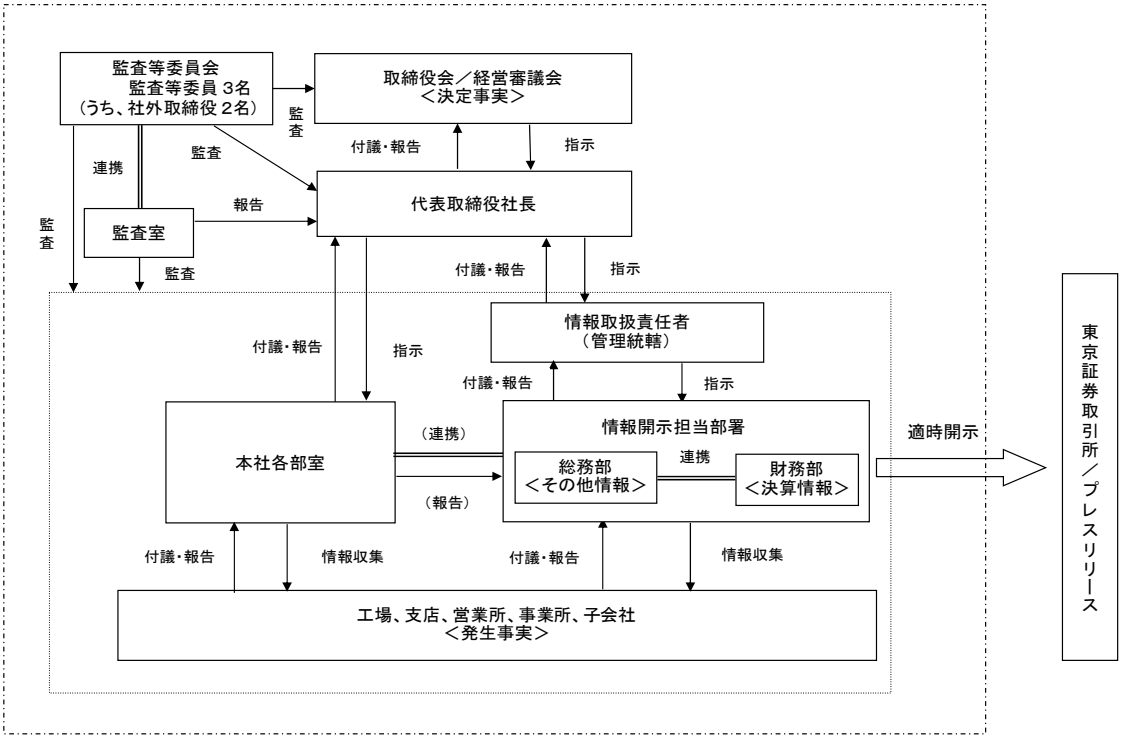
監査等委員会
監査等委員３名
（うち、社外取締役２名）
監査
取締役会／経営審議会
＜決定事実＞
付議・報告
指示
連携
監査
代表取締役社長
報告
監査
監査室
監査
付議・報告
指示
情報取扱責任者
（管理統轄）
付議・報告
指示
付議・報告
指示
本社各部室
（連携）
（報告）
情報開示担当部署
総務部
＜その他情報＞
連携
財務部
＜決算情報＞
適時開示
付議・報告
情報収集
付議・報告
情報収集
工場、支店、営業所、事業所、子会社
＜発生事実＞
東京証券取引所／プレスリリース